

平成 25 年度事業報告(概要)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

社会保障・社会福祉制度の改革にかかる動向

平成 25 年 6 月 4 日に閣議決定された「日本再興戦略」において、高齢者、障害者等が地域で安心して暮らせるよう、医療・介護サービスの強化や、生活支援サービス・住まいの提供体制の強化を行うという方針が示された。

また、「社会保障制度改革国民会議」は、全世代型社会保障、地域包括ケア等地域重視の医療・介護提供体制の構築、社会保障の機能充実と給付の重点化・効率化等を内容とする報告書を同年 8 月 6 日に公表した。同報告書では、改革の全体像とともに、少子化対策、医療、介護、年金の 4 分野の改革の方向性が示された。

平成 25 年の臨時国会には社会保障制度改革の工程を定める「プログラム法案」が提出され、同年 12 月に成立し、平成 26 年 2 月には社会保障制度改革推進本部が設置され、第 1 回会議が開催された。消費税については、平成 26 年 4 月から税率を 8% とすることの閣議決定が平成 25 年 10 月 1 日に行われた。

また、予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行や、特別養護老人ホームの重点化を含む「地域医療・介護総合推進法案」が平成 26 年 2 月に通常国会に提出された。

規制改革会議では、「介護・保育事業等における経営主体間のイコールフットディング確立」、「認可保育所への株式会社・NPO 法人の参入、保育士数の増加」、「すべての社会福祉法人の経営情報の公表」等が掲げられた。また、社会保障制度改革国民会議報告書や日本再興戦略では、社会福祉法人の経営の合理化や財務諸表の公表推進、非課税扱いにふさわしい国家や地域への貢献に向けた取り組み等、社会福祉法人全体に関わる課題への対応が求められている。

こうした動向を受けて、厚労省に「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」が設置され、法人の役割、経営のあり方等に関する検討が進められた。

新たな生活困窮者自立支援制度の創設については、平成 25 年の臨時国会に「生活保護法の一部を改正する法律案」とともに「生活困窮者自立支援法案」が提出され、同年 12 月に成立した。同制度の施行に向け、自治体における生活困窮者自立促進支援モデル事業や、自立相談支援事業に従事する相談支援員等の養成研修のカリキュラムの作成が進められた。

地方分権改革については、平成 25 年 6 月 7 日に第三次一括法が成立し、民生委員定数の条例委任等が行われることとなった。また、引き続き地方分権改革を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」が同年 12 月に閣議決定された。平成 26 年 2 月には各種資格者の養成施設等の指定・監督等の改正を内容とする第四次一括法が通常国会に提出された。

本会では、これらの動きに対し、情報収集と関係者に対する迅速な情報提供に努めるとともに、とりわけ社会福祉法人のあり方に関する議論への対応、ならびに生活困窮者に対する支援に向けた取り組みの推進について、最重要課題に位置づけ、政策委員会、また種別協議会を中心に検討の場を設け、本会組織としての方針を確認し、所要の意見表明、要望活動等を行った。

東日本大震災被災者および被災地福祉関係者の支援をめぐる動向

東日本大震災による避難者数は徐々に減少しているものの、復興庁「全国の避難者等の数」によれば、平成26年3月13日時点の避難者数は約26万4千人にのぼり、多くの人びとが避難生活を続けている。恒久住宅への転居が進みつつあるが、同年1月時点の仮設住宅入居戸数は約4万8千戸、入居者数は11万1,504名（いずれも内閣府調べ）と、いまなお多くの人びとが仮設住宅で生活している。

災害（復興）公営住宅の完成戸数は、同年1月末現在で865戸であり、把握されている必要数の4%に止まっている（復興庁資料による）。

原発事故による福島県の長期避難者の支援策として、「コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）」が創設され、長期避難者の受入先自治体における復興公営住宅の整備、道路等関連基盤の整備、避難者の交流事業等のソフト施策の推進が図られている。

平成26年度以降、仮設住宅から災害公営住宅等への転居が本格化するなかでは、生活環境や周囲との関係性等の変化により新たな支援ニーズが生じることが予想されるため、長期的な視点に立った被災者支援の取り組みが求められる。

このような状況のもと、被災地の福祉関係者は、長期化する避難生活等により多様化する福祉ニーズに対応すべく、努力を続けている。

本会では、被災した地域の住民のニーズはもとより、福祉関係者が置かれている環境や求められる役割の変化に留意しつつ、被災地における生活支援相談活動等に関する情報提供や研修支援、生活復興支援資金貸付業務支援、社会福祉施設への人的支援、被災地の民生委員・児童委員活動支援等を継続している。

【重点事業の実施状況】

I. 社会福祉諸制度の改革への対応

1. 社会福祉法人・福祉施設の経営にかかる基本課題の検討、あり方提示

- 社会福祉法人制度および法人経営のあり方に対し様々な指摘がなされるなか、全国社会福祉法人経営者協議会（以下、「全国経営協」）を中心に、内閣府「規制改革会議」および厚生労働省「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」における議論への対応等、所要の対策を講じた。

厚生労働省「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」委員には5名の社会福祉法人関係者が就任し、全国経営協を中心にこれら委員と連携し、検討会における課題の整理および意見のとりまとめに参画した。

- 全国経営協は、社会福祉法人の経営情報の公開をはじめとする12の課題を設定して検討を進めるとともに、具体的対策として「会員法人情報公開ページ」を開設し、会員法人の情報公表を支援した。

本会社会福祉施設協議会連絡会（以下、「施設協連絡会」）において、社会福祉法人制度をめぐる動向の把握および種別協議会を横断した社会福祉法人・福祉施設全体での対応を重点課題として、所要の協議等を行った。具体的な取り組みの一つとして、「社会福祉法人・福祉施設の実践に関する状況調査」を実施し、各種別協議会の会員法人・施設等の公益的取り組みの状況を把握するとともに、取り組みの促進を図った（5,002法人・施設から回答）。また、社会福祉法人経営の透明性の一層の向上を図るべく、「社会福祉法人経営セミナー」を平成26年4月に開催することとした。

- 平成25年12月の第22回規制改革会議の「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング」に関するヒアリングに対し、本会の見解を「社会福祉法人の使命、役割とセーフティネット・社会貢献の活動促進」としてまとめ、意見表明した。

2. 生活困窮者支援策の具体化に向けた対応

- 新たな生活困窮者自立支援制度の創設の動きに対応し、都道府県・指定都市社協部・課・所長会議、社会福祉協議会活動全国会議、家計相談支援モデル事業実施社協情報交換会、生活困窮者自立促進支援モデル事業推進会議等において社協関係者間の情報共有、協議を進め、国の「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の受託を含む、社協による生活困窮者支援への取り組みの推進を図った。

＜参考＞ 全国 75 か所の平成 25 年度モデル事業実施地域（自治体）における社協の受託数

自立相談支援事業	35 か所	家計相談支援	13 か所	就労準備支援	9 か所
就労訓練事業	4 か所	学習支援事業	4 か所		

※自立相談支援事業実施地域（75 か所）から、自治体が直接事業を実施する地域（10 か所）を除いた 65 か所における社協の受託割合は 53.8%。

- 全国経営協は、会員法人による生活困窮者支援の実践事例を収集し、会報等を通じて会員法人に提示するとともに、生活困窮者の生活支援に関するモデル事業を 3 府県経営協において開始し、会員法人における取り組みの普及、啓発を進めた。

全国福祉医療施設協議会は、生活困窮者の生活支援に関する動向等を踏まえ、平成 17 年度に改訂した「今後の事業展開」の見直しを行った。また、「無料低額診療事業実施状況調査」を実施した。

全国救護施設協議会は、平成 25 年 4 月に「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」を策定し、本指針に実践事例等を加えた「行動指針の手引き」の作成を進めた。

3. 平成 26 年度社会福祉予算に関する要望活動等

- 政策委員会において、「平成 26 年度社会福祉予算等に関する重点要望書」をとりまとめ、平成 25 年 6 月に厚生労働大臣等に対し要望を行った。東日本大震災被災地の復興支援については、長期的な展望をもった安定的な財源確保をはじめとする必要な対策が講じられるよう要望した。

また、自由民主党予算・税制等に関する政策懇談会（同年 11 月）において、「平成 26 年度社会福祉予算等に関する重点要望書」により福祉予算の重点事項について要望した。

- 厚生労働省から各自治体に対し、平成 25 年度（本年度）のセーフティネット支援対策等事業費補助金の国庫補助額（内示額）を約 9 ヶ月分（約 7 割）とする旨の事務連絡が平成 25 年 9 月に行われた。これに対し、「平成 25 年度セーフティネット事業補助金に関する要望」および「平成 25 年度セーフティネット事業費補助金の必要額全額の確保に関する要望」をとりまとめ、厚生労働大臣等に対して要望した。

その結果、同事業の補助金財源の確保策として、一部の事業について緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）による実施が可能とされた。

- 社会保障制度改革国民会議の議論および報告等を受け、当面する人材不足への緊急対応や、中長期的な福祉制度改革において必要な人材確保・定着への対策が講じられるよう、「福祉・介護人材確保等に関する要望書」をとりまとめ、平成 25 年 9 月に厚生労働大臣に対し要望した。

- 平成 26 年 3 月には、子ども・子育て支援新制度の円滑かつ確実な施行に必要な予算の確保を図るべく、「子ども・子育て支援新制度の財源確保等に関する要望書」を内閣府特命担当大臣および厚生労働大臣に提出した。

4. 子ども・子育て支援施策の見直しに向けた対応

- 全国保育協議会（以下、「全保協」）は、子ども・子育て支援新制度施行に向けた対応を図るべく、保育施策検討特別委員会および公定価格検討プロジェクトチームを設置した。委員会等における検討に基づき、国の「子ども・子育て会議」委員である全保協役員の発言を通じて意見を表明するとともに、同会議および「基準検討部会」に対し意見書を提出した。

意見の提出にあたっては、児童関係 5 種別協議会会長会議における協議等を踏まえ、子ども・子育て支援新制度に関連する社会的養護関係施策の充実に向けた内容を盛り込んだ。

これらの取り組みの成果として、「基本指針」における子どもの定義、保育の必要性認定、新・幼保連携型認定こども園における園長要件等について、提出した意見が反映された。

- 児童関係種別協議会の協働による取り組みとして、関係種別協議会の会長会議等の場において、第三者評価の受審および社会福祉法人の財務情報等の公表への対応等に関する各種別協議会および会員施設の取り組みの現状および課題を共有し、当面の取り組みの方向性等について協議した。

5. 新たな障害保健福祉施策への対応

- 障害者総合支援法の平成 26 年 4 月施行事項への対応として、厚労省の社会保障審議会障害者福祉部会委員である全国社会就労センター協議会（以下、「セルフ協」）および全国身体障害者施設協議会（以下、「身障協」）の役員が所要の意見を提出・表明し、サービス利用者や事業者の現状・課題等に基づく充実した制度の構築につなげた。

障害者総合支援法施行後 3 年を目途に行われる、障害福祉サービスのあり方等の見直しに関して、関係種別協議会から厚労省に対し、今後の検討のあり方やその内容等に関する要望を行うなど、所要の対応を行った。

- 国の障害者政策委員会（内閣府）において提示された「障害者基本計画」の成案化に際し、身障協ならびにセルフ協において意見をとりまとめ、提出した。平成 25 年 9 月に閣議決定された「第 3 次障害者基本計画」（対象期間：平成 25 年度～29 年度）には、これらの意見が反映された。
- セルフ協において、優先調達の推進に向け、調達の実態把握および共同受注窓口の活用等に関する課題の整理を行った。また、日本セルフセンターおよび厚労省とともに、独立行政法人における調達のモデルケースづくりに向けた検討に着手した。なお、厚労省によれば、平成 26 年 1 月 6 日時

点で 1,741 市町村のうち 531 市町村(30.5%)が調達方針を策定している。

6. 高齢者福祉施策の拡充に向けた対応

○ 「高齢者福祉像 10 年先構想 ～今、私たちがやるべきこと～」をテーマに、高齢者の生活支援に関わる多様な関係者の参加を得て、「高齢者の生活を支えるネットワークセミナー」を開催した(参加者 42 名)。本セミナーの企画・運営のため、関係 18 団体による企画会議を 4 回、企画作業部会を 3 回開催し、今後の高齢者福祉の方向性や課題について協議した。

○ 平成 27 年の介護保険制度改正における介護予防給付の見直しおよび新たな地域支援事業の構築に対応すべく、高齢者の生活支援に関わる 14 団体による「新地域支援構想会議」を平成 25 年 12 月に立ち上げた。

構想会議を 5 回、幹事会を 2 回開催し、高齢者が地域で質の高い生活を送るうえで求められる支援のあり方や、介護保険制度等の社会福祉施策のあり方について協議した。協議の結果を「新たな地域支援事業に対する基本的な考え方」としてまとめ、平成 26 年 2 月に厚労省老健局長に提出するとともに、記者発表を行った。

また、同年 3 月に「生活支援サービス推進セミナー」を開催し、「基本的な考え方」に基づき、生活支援サービスの推策に関する提案・報告を行った。

7. 地方分権改革への対応

○ 平成 25 年 7 月に開催した「都道府県・指定都市社会福祉協議会常務理事・事務局長セミナー」において、各都道府県・指定都市における第二次一括法までの地方分権改革に関する影響と対応の状況について確認した。

社会福祉施設等の最低基準の条例委任については、調査時点では社会福祉施設への直接的・具体的な影響は確認されなかった。社会福祉法人の認可、指導監督等の権限の一般市への移譲については、現状では大きな問題は生じていないものの、指導監督に関する県と市、各市間の違いが生じることへの懸念と対応の必要性が課題として挙げられた。

平成 25 年 6 月に第三次一括法が成立し、民生委員定数の条例委任や指定居宅介護支援事業の指定基準の条例委任等の実施が決定された。これらに関する動向も含めて地方分権改革に関する情報収集を進めた。

8. 「全社協福祉ビジョン 2011」具体化に向けた取り組みの推進

○ 都道府県・指定都市社協が県域の社会福祉法人・福祉施設、社協、民生委員・児童委員等と協働し、制度外の福祉活動等を推進する「福祉ビジョン実践推進事業」の助成先に、秋田県社協、大阪府社協、島根県社協を選定し、同事業を推進した(実施期間：平成 25 年 8 月～平成 26 年 7 月)。

○ 社会福祉法人・福祉施設、社協等における生活困窮者支援に焦点を当て、

先駆的取り組みを中心に、全社協福祉ビジョン 2011 実践事例集 vol.2「地域とともに、人々を支え合う 社協、福祉施設、民生委員・児童委員（生活困窮者支援実践レポート）」を作成し、都道府県社協・行政および種別協議会関係者等に配付するとともに、ホームページに掲載し、普及を図った。

9. 「社協・生活支援活動強化方針」の着実な推進

- 平成 24 年度に策定した「社協・生活支援活動強化方針」（以下、「強化方針」）を普及すべく、ホームページへの掲載等により一層の広報・周知を図るとともに、「社会福祉協議会がすすめる『総合相談・生活支援』の考え方と実践事例」を作成・配布した。

また、「社会福祉協議会活動全国会議」を全国 4 か所で開催し、「強化方針」に基づく取り組みの推進方策や課題の共有化を図った（参加者 840 名）。

- 「強化方針」の一層の推進を図るべく、地域福祉推進委員会に「社協・生活支援活動強化方針推進プロジェクト委員会」を設置し、各社協の取り組み状況の把握、事例集作成に関する検討等を行った。

II. 低所得者・失業者等への生活支援の強化

1. 生活福祉資金貸付事業の充実

(1) 生活福祉資金貸付制度の改善、体制強化に関する取り組み

- 「生活福祉資金に関する検討会」を定期的で開催し、生活困窮者支援制度との関係を含め、今後の生活福祉資金貸付制度のあり方について厚労省とともに検討した。
- 不動産担保型生活資金、教育支援資金において顕在化している課題について検討し、制度・運用の改善に向けた「不動産担保型生活資金および教育支援資金等の制度・運用改善に向けた検討報告書」をとりまとめた。
- 総合支援資金の制度・運用改善に向けた検討に必要な資料を調えるため、平成 22 年 3 月および平成 23 年 10 月に貸付決定を行った約 1,200 世帯を対象に、貸付時点および平成 25 年 3 月時点の就業状況や償還状況等に関する調査を実施した。

調査結果からは、借受人の 9 割以上が貸付時に無就業状態であったこと、平成 25 年 3 月時点で償還が継続している借受人の割合が約 36%であることなど、全国的な状況を統計的に把握することができた。

なお、総合支援資金の償還率は低下傾向が続いており、平成 24 年度の償還率は 29.5%となっている（入金実績・償還予定金額）。

＜参考＞ 総合支援資金等の貸付状況（25年11月現在）

・総合支援資金	貸付件数	3,580件	貸付金額	15億3,672万円
・教育支援資金	貸付件数	4,763件	貸付金額	33億8,771万円
・緊急小口資金（東日本大震災分除く）	貸付件数	6,418件	貸付金額	4億8,436万円

(2) 生活福祉資金貸付事業の運営にかかる課題への対応

- 都道府県社協における債権管理業務の適正化および円滑化に向けて、平成24年度に作成した「総合支援資金 債権管理業務の手引き」について、研修会等で周知し、とくに転居先不明者に対する調査方法の提示により、償還率の向上への取り組み推進を図った。
- また、生活福祉資金貸付事業に関する市区町村社協の役割や課題を把握・共有すべく、「生活福祉資金貸付事業運営研究協議会」において、市区町村社協職員による分科会を設け、協議、意見交換を行った。

Ⅲ. 福祉サービスの質の向上、利用者等の権利擁護活動の推進

1. 福祉サービスの質の向上に向けた総合的な取り組みの推進

- 福祉サービスの質の向上に関する総合的な検討の場として、「福祉サービスの質の向上推進委員会」を設置した（「福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会」を改組）。
常任委員会のもとに共通基準等部会、評価調査者部会、児童部会、高齢者部会、障害部会を設置し、第三者評価事業および苦情解決事業等、福祉サービスの質の向上の取り組みについて協議した。

(1) 都道府県運営適正化委員会事業の支援

- 運営適正化委員会事業研究協議会および運営適正化委員会相談員研修会を通じ、運営適正化委員会における相談活動、苦情解決の取り組みの現状、課題および今後の取り組み方策の共有化、苦情等の受付・相談を行う相談員の知識、技術、態度等の質の向上を図った。
- 都道府県運営適正化委員会の平成24年度の相談、苦情受付状況を調査し、年次報告「苦情受付・解決の状況（平成24年度都道府県運営適正化委員会事業実績報告）」としてまとめ、運営適正委員会の取り組みの状況および苦情の傾向を明らかにした。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の普及・推進

- 第三者評価事業の全国的な普及・推進に向け、都道府県推進組織への情

報提供、評価調査者指導者の養成等、本事業の基盤の強化を進めた。平成24年度の全国の第三者評価受審件数は、前年度比約250件増の3,597件となり、累計受審件数は2万2,019件となった（平成25年12月調査）。

- 3年に一度の受審が義務化された社会的養護関係施設の第三者評価を推進するため、評価調査者養成研修会を平成25年4月と8月に開催し、229名が修了した。これまでに社会的養護関係施設の評価機関として137機関を認証し、必要な評価機関の確保を図った。平成26年3月末現在、171件の社会的養護関係施設の第三者評価結果をホームページに掲載している。
- 本事業の全国推進組織として、「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン（共通評価基準）および公表ガイドライン等の改正案をとりまとめ、厚労省に提案した（本提案をもとに、厚労省より各都道府県に対し、平成26年4月1日付「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について）が通知された）。

2. 地域における総合的な権利擁護・日常生活支援体制の構築

- 日常生活自立支援事業については、平成25年10月末時点の利用者数が4万2,694人となり、前年同月末時点に比べ約3,000人増加した。
一方、平成24年度1年間の新規利用者数は、事業創設以来初めて前年度比減に転じ、また、地域によっては本事業の利用を数か月間待機せざるを得ない状況が生じており、事業実施体制の強化および財源の確保が喫緊の課題となっている。
- 平成24年度に実施した「地域における総合的な権利擁護体制の構築に関する調査研究」の成果をもとに、「地域における権利擁護体制の構築の推進に向けて」調査研究事業（厚生労働省社会福祉推進事業）を実施した。本事業では、地域の権利擁護センターのあり方について検討し、センターの開設・運営上の課題の整理や実践事例の紹介、具体的な展開方法の提案を行った。

3. 権利擁護・虐待防止の取り組みの推進

(1) 総合的な権利擁護システムの確立

- 地域における総合的な権利擁護体制の充実を図るべく、「家族問題、生活困窮と権利擁護・虐待防止」をテーマに「第9回権利擁護・虐待防止セミナー」を開催した（参加者210名）。
また、全国の権利擁護・虐待防止に取り組む実践者のレポート、関係団体の活動報告等、権利擁護・虐待防止の取り組みをまとめ、「権利擁護・虐待防止白書2014」を発行した。

(2) 児童虐待の防止、早期発見等に向けた取り組み

- 「新たな子ども家庭福祉の推進基盤の形成に向けた取り組みに関する検討委員会」において、児童虐待防止への取り組みの促進を目的に、社協、民児協、児童福祉施設等の地域の児童福祉関係者の共通の行動方針として「平成25年度 児童虐待防止に向けた行動方針」をとりまとめ、児童虐待防止に関する関係者の一層の連携強化を呼びかけた。

平成25年10月に開催した「子ども・子育て全国フォーラム」では、「行動方針」をもとに、児童虐待防止に関する取り組みの方向性や当面の課題を確認、共有した。

- 全国児童養護施設協議会は、入所児童に対する虐待の根絶に向け、緊急アピール「児童養護施設における子どもの権利侵害根絶を目指して」をとりまとめ、各施設に対し子どもの権利擁護に関する児童養護施設の使命の再確認を求めた。全国乳児福祉協議会は、乳児院退所直後の子どもの虐待死事件が続いたことから、緊急アピール「虐待から子どもを守るために」を採択し、同様の事件の再発防止に取り組むことを確認した。

(3) 高齢者・障害者に対する虐待防止・権利擁護の推進

- 障害福祉関係種別協議会を中心に、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の成立に向け、障害者団体等と協力し、国等への働きかけを行った。
- 高齢者・障害者を含む暴力被害者支援ツール「あなたの歩み」およびその活用ガイドブックの普及を図るとともに、「暴力被害者支援スキルアップ講座」を開催し、取り組みの普及・推進を進めた。

IV. 地域におけるきめ細やかな福祉活動の展開

1. 住民参加による地域福祉活動の推進・支援

- 「地域の福祉力セミナー」を開催し、地域の様々な福祉・生活課題に対し、多様な団体・活動者が住民とともに社会資源開発等を行いながらその解決をめざす仕組みづくりをテーマに、実践報告や討論を行った。

また、「ふれあいいいききサロン全国研究交流集会」を開催し、サロン活動の担い手である住民ボランティア活動者の日頃の活動のふりかえりや、情報・経験の交流を支援し、さらなるサロン活動の活性化を図った。

- 地域福祉計画、地域福祉活動計画、小地域福祉活動計画（地区福祉計画）等、社協における計画づくりの意義や実践事例を「ノーマ社協情報」に掲載し、各地の取り組みの推進、活性化を図った。

2. 社協活動の推進強化および市区町村社協の経営基盤強化の支援

- すべての社協における「社協・生活支援活動強化方針」への取り組みを推進すべく、「社会福祉協議会活動全国会議」を4か所で開催した（参加者総数840名）。また、「強化方針」の具体化に向け、各社協の取り組みの状況の把握および情報の発信、事例集の作成等を行った。
- 地域福祉推進委員会「市区町村社協介護サービス経営研究会」の幹事会において、今後の社協の介護サービスの運営のあり方について協議し、介護保険制度の見直しに対する地域福祉推進委員会意見をとりまとめた。
- 社協運営の一層の適正化を図るため、研修会や関係会議において、「事務局長の出納業務に関する10のチェックリスト」を提示し、取り組みの推進を図った。

3. 地域における民生委員・児童委員活動の一層の推進

(1) 民生委員・児童委員による支援活動の強化

- 全国民生委員児童委員連合会（以下、「全民児連」）において、「90周年活動強化方策」および「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言に基づき、民生委員児童委員協議会と地域の多様な関係者との連携による見守り活動等を推進するとともに、平成25年12月を始期とする新たな「全国児童委員活動強化推進方策・行動宣言」を平成25年9月に策定し、深刻化する児童虐待問題への対応を強化した。

(2) 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりの推進

- 民生委員・児童委員活動中の事故による死亡、傷害等に関する保険制度について、厚生労働省に対し保険料への公的補助を要請してきた結果、国の平成26年度予算において保険料への補助（8,700万円）が実現したことから、「民生委員・児童委員活動保険」の創設を全民児連および本会において決定した。
- 平成25年10月に厚労省社会・援護局地域福祉課長のもとに設置された「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」の委員に全民児連役員および本会職員が就任し、所要の指摘および提案を行った。なお、検討結果のとりまとめは、平成26年4月に厚労省が行った。

また、生活困窮者自立支援法案の審議に際し、全民児連会長が参議院厚生労働委員会に出席し、生活困窮世帯支援、子どもの貧困問題、生活保護制度について意見を述べるとともに、民生委員の活動環境整備への特段の配慮を求めた。

4. 社協ネットワークを通じたボランティア・市民活動の推進、地域における福祉教育の推進

- 「ボランティア・市民活動支援実践研究会」における社協ボランティア・市民活動センターの課題の抽出および対応策の検討の結果を「社協ボランティア・市民活動センター当面の取り組みの提案」としてまとめ、都道府県・市区町村社協との共有化を進めた。
- 平成 15 年刊行の『福祉教育実践ハンドブック』を全面改訂し、『新 福祉教育実践ハンドブック』として出版部から刊行した。「社会的排除」や「地域のコンフリクト」に対する福祉教育実践等、最近の福祉教育実践の広がりやを踏まえ、今日的な福祉教育の意義や効果的な推進策を提示した。
- 全国的なボランティア・市民活動関係者の交流・情報交換・相互研さんと、開催地のボランティア・市民活動の基盤強化を目的に、平成 25 年 11 月に高知県高知市において「第 22 回全国ボランティアフェスティバル高知」を開催し、全国各地から 1,664 名の参加を得た。

5. 福祉分野における防災、災害救援活動の強化

- 平成 25 年 6 月から 8 月にかけての東北・中国地方を中心とした豪雨、同年 9 月の埼玉県・千葉県の前線および台風 18 号による近畿・北陸地方を中心とした豪雨、10 月の台風 26 号による東京都伊豆大島の豪雨、関東・甲信地方を中心とする平成 26 年 2 月の豪雪等、多くの自然災害が広範囲に渡って発生した。これら災害発生地の災害ボランティアセンターに対し、全国ボランティア・市民活動振興センターを中心に活動状況の把握および活動体制整備にかかる調整を行った。
- 被災者支援活動に取り組む市町村社協の支援および社会福祉法人・福祉施設等の事業の維持・復旧の支援等に取り組む都道府県・指定都市社協に対し、「福祉の共済（火災共済）」の残財産をもとに平成 24 年度に創設した「大規模災害支援活動基金」より 6 都府県社協に 720 万円の助成を行った。また、地域福祉推進委員会・福祉救援活動資金より、被災地の市区町村社協活動を支援した 16 都府県社協に計 470 万円を助成した。
- 全民児連では、平成 24 年度から民生委員・児童委員の災害時要援護者支援活動のあり方に関する具体的な考え方や活動時の留意点の検討を重ね、平成 25 年 4 月に「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」第 1 版としてとりまとめた。また、同年 6 月の災害対策基本法改正を受け、「活動指針」を見直し「改訂第 2 版」を発行した。平成 26 年 1 月にはその要点をまとめた『災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック』を出版部から発行するとともに、全民児連がすべての民生委員・児童委員に配布した。
- 国が進める「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築に関して、「中央連

絡会（仮称）」設置準備に向け、福祉医療機構の災害福祉広域支援事業実施団体等の情報交換会に参加した。

また、大規模災害時の社会福祉施設・事業所のサービスの継続・復旧および福祉避難所等の体制整備について、各都道府県・指定都市社協の取り組みの現状および課題に関する調査を行い、「都道府県・指定都市社協常務理事・事務局長会議」においてその結果を報告した。

これらの取り組みを通して「大規模災害対策基本方針」に基づく社協等関係組織による具体的な対応体制のあり方の検討を進めた。

6. 都道府県・指定都市社協の経営のあり方に関する検討、提示

- 「都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会」において、生活困窮者自立支援事業ならびに災害福祉広域支援ネットワークの構築に関する動向を踏まえ、『都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針』にこれらに関する方針を追加した。指定都市分科会では、分科会の検討報告として『地域福祉活動・事業を基盤とする指定都市社協の今後の事業展開』を平成 25 年 6 月にとりまとめた。これらの取り組みを通じ、都道府県・指定都市社協の事業展開の方向性等を示すとともに、各社協の取り組みの現状・課題を調査した。

V. 福祉・介護サービスを担う人材確保、育成への取り組み

1. 福祉人材センターの機能強化

(1) 福祉人材センター機能強化に向けた取り組みの推進

- 各ブロックにおいて「求人・求職マッチング活動等に関する実践研究会」を実施し、都道府県福祉人材センター・バンク（以下、「県センター・バンク」）の実践をもとに効果的な取り組みの共有化を図った。同会議における事例発表および協議の内容をもとに、効果的な求人事業所・求職者支援のポイントを「きめ細やかな求人事業所・求職者支援の極意」にまとめ、県センター・バンクに配布して普及を図った。
- 県センター・バンク実務者の参画を得て、「福祉人材センター・バンク 求人・求職相談業務マニュアル」を作成し、県センター・バンクに配布した。
- 福祉人材情報システム（COOL システム）の「求職者マイページ」への登録者数は平成 26 年 3 月末現在で 5,735 名となり、前年度前に比べ約 2,700 名増加した。登録者の 40.4%が 20 代であり、若年者層の福祉人材センターの利用促進につながっている。

(2) 都道府県福祉人材センター・バンクの運営強化のための会議・調査等の実施

- 全国連絡会議では、都道府県福祉人材センターと都道府県行政の連携や、圏域別キャリア支援専門員配置に関する実践事例等をもとに、各都道府県における求職者・求人事業所支援の一層の充実に向けた協議等を行った。

<参考> 福祉人材センターにおける求人・求職状況（平成 25 年度速報値）

・新規求人数	25 万 340 人	（前年度比 3 万 2,153 人増）
・新規求職者数	7 万 4,551 人	（同 4,285 人減）
・有効求人数（月平均）	5 万 9,860 人	（同 8,492 人増）
・有効求職者数（月平均）	2 万 1,371 人	（同 1,586 人減）
・紹介人数	1 万 8,496 人	（同 1,697 人減）
・採用人数	1 万 688 人	（同 22 人増）

- 福祉人材センター職員研修会（業務法令理解編）、福祉人材センター基幹職員会議(再掲)、福祉人材情報システム研修会、ブロック別実践研究会議の開催およびブロック会議への参加を通じ、福祉人材センター・バンク職員の技能の向上および事業運営の一層の拡充に取り組んだ。

(3) 関係団体との共同・共催事業の推進

- 茨城、千葉、大阪の各府県センターの協力のもと、国際福祉機器展（H.C.R.2013）に出展し、福祉人材センターの広報・周知、「福祉のお仕事」ホームページの操作説明、相談への対応等を行った。

(4) 働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくりの推進

- 深刻化する福祉人材確保の課題への一つの対応策として、社会福祉法人・福祉施設、社協における働きやすい職場づくりを進めるため、政策委員会において『働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくり・推進要領』を策定した。

また、全国の推進事例を公募することとし、PR 用パンフレットおよび公募要項を作成して社会福祉法人・福祉施設および社協等に配付するとともに、事例の募集・紹介用のホームページを制作した（公募締切は、平成 26 年 6 月末）。

2. 研修事業の充実等による人材育成の推進

(1) 「キャリアパス対応福祉職員生涯研修課程」の推進

- 都道府県・指定都市社協（研修実施機関）に本課程の実施促進を働きかけるとともに、『月刊福祉』において本課程の紹介を行い、普及・定着を図った。本年度は、24 都道府県・指定都市社協（研修実施機関）が本課程の実施機関として登録し、「平成 25 年度より実施」が 10 都道府県市、「平成 26 年度実施予定」が 14 府県市としている。

本年度の本課程の指導者養成研修の修了者数は 58 人であった。また、旧

課程指導者に対するフォローアップ研修等を全国 6 か所で実施し、139 人が修了した。これまでに 33 都道府県・7 指定都市の研修実施機関の 271 名の指導者を養成し、本課程の実施体制の拡充を進めることができた。

(2) 社会福祉士養成課程の充実

- 平成 26 年 4 月に新たに開講する短期養成課程は、開講に向けて平成 25 年 11 月より第 1 期生の募集を開始し、申込者数は定員の 320 名に達した。
- 一般養成課程は、前年度からの引き続きの取り組みとして専用ホームページ等による受講者の国家試験対策等の支援を試行的に実施するとともに、スクーリング期間中の受験対策講座を強化した。これらの試験対策等により、第 26 回国家試験（平成 26 年 1 月）では、本課程修了者（新卒）の合格者数・合格率は、いずれも前回国家試験より改善した。
（合格率）第 25 回・28.4% → 第 26 回・49.1%（20.7 ポイント増）

(3) 社協職員の養成・研修の推進

- 前年度まで実施してきた市区町村社協基幹職員研修会のコミュニティワーク研修会と総合相談・生活支援研修会を統合・改編して「社協活動実践研修」とし、社協活動に必要な地域福祉活動の支援および個別の生活課題への対応に関する知識や方法に関する研修を行った（参加者 68 名）。
- 都道府県・指定都市社協職員としての職務遂行能力の向上、共通的使命やそれぞれの役割等の理解、確認の支援を目的に、新任職員研修（参加者 47 名）および管理職研修（参加者 28 名）を開催した。

(4) 中央福祉学院研修事業の充実

- 受託研修事業（5 課程 7 コース／参加者合計 1,956 名）、独自研修（12 課程 18 コース／参加者合計 9,219 名）を実施し、福祉サービスを担う職員の知識・技能の向上、資格取得を推進した。
- 介護福祉士国家試験受験方法の見直しにともなう実務者研修については、平成 27 年 4 月の開講に向けて実施体制の整備を進めたが、国の方針変更にともない当実施を延期し、当面は平成 28 年度開講を想定した準備を進めることとした。

VI. 国際協力、出版・広報事業の充実、本会経営管理体制の強化

1. 国際協力および国際社会福祉の連絡調整

(1) アジア社会福祉従事者研修ならびに修了生支援会員事業の推進

- 本年度で第 30 期を迎えた「アジア社会福祉従事者研修」（昭和 59 年開

始) では、3 か国の 3 名の研修生が修了した。これにより事業開始から第 30 期までの修了生は、8 か国の 138 名となった。

本年度の研修は、研修生の日本語力に応じ、施設研修の開始時期を調整した。また、各国の推薦人や近年の修了生から研修に関する意見を募り、次期第 31 期研修生の募集の参考とした。

- アジア研修修了生の活動支援を目的とする「修了生福祉活動支援会員事業」(アジア・フレンドシップ・ファンド/以下、「AFF」) の会員の募集を行った。本年度の支援会員数は 59 名、会費として収受した金額は 111 万円であった。

本年度の修了生助成事業は、4 か国 9 事業に対し総額 290 万円の助成を実施した。このうち 90 万円を AFF より充当した。また、技術の向上および連携強化を目的とした短期研修を希望する修了生 (2 か国 2 名) を招聘し、福祉施設における研修を実施した。

- 研修の状況および修了生の福祉活動への理解および交流の促進を目的に、広報誌「きぼう」を 3 回、アジア研修「修了生支援活動」通信を 2 回発行した。また、修了生支援事業の理解促進のため、フィリピンの修了生の活動を視察する「スタディ・ツアー」を実施した。

(2) フィリピン台風福祉支援活動の実施

- フィリピン中部を襲った台風 30 号の被災者を支援するため、日本の社会福祉関係者が協力してフィリピン国内および日本の民間福祉団体等が行う生活支援、復興支援活動に対する助成事業を実施することとした。

本年度は、種別協議会・連絡協議会および都道府県・指定都市社協等との共同の取り組みとして、フィリピン台風被災地の福祉支援活動のための資金確保に向けて募金を実施し、平成 26 年 3 月末までに 8,842 万 6,727 円 (5,251 団体・個人) が寄せられた。また、募金を財源とする助成事業の実施に向け、現地を訪問して被災者のニーズ把握等の情報収集を行った。

2. 出版事業・広報活動の充実、強化

(1) 出版事業の充実、販売促進の強化

- 関係者に対する福祉・介護等の最新情報の提供や社会福祉援助のスキルアップに資するべく、月刊 4 雑誌の企画内容の充実とともに、実務・実践に役立つ参考図書の刊行を通じた現場実践の支援を行った。平成 25 年度においては、新規企画図書 10 点、改訂図書 20 点、行政関係図書 1 点、年度版図書等 10 点、月刊 4 雑誌・増刊号 52 点および重版図書 16 点の計 109 点の図書・雑誌を刊行した。
- 全国経営協、全国社会福祉法人経営青年会、全保協および全国ホームヘルパー協議会等の協力のもと、月刊雑誌の販売促進に取り組んだ。

- 「福祉の本出版目録」ホームページの利便性の向上を図るべく、月刊 4 誌および『社会福祉学習双書』、『保育士養成講座』を中心としたデザインへの変更、高齢者・障害者に配慮した設計、重点販売図書の紹介ページの追加等の改修を行った。

(2) 広報活動の充実・強化

- 本会構成組織、関係団体、報道関係者および市民に対する情報提供を目的に、平成 25 年 5 月より新たに「全社協 ActionReport (アクションレポート)」を月 2 回発行した。本年度は 22 回発行し、本会の活動および社会福祉政策動向に関する情報を掲載した。なお、平成 26 年 1 月に「全社協ニュース」と統合した。
- 映像レポート「未来へつなぐ 東日本大震災後の福祉の取り組み」を製作し、ホームページへの掲載等を通じて東日本大震災被災地における福祉関係者の現在の取り組みを広く社会に発信した。
- 本会および関係団体の広報、市民に対する社会福祉の実践紹介および情報提供を目的に、「全社協ホームページ」を公開し、毎月 2 回の定期更新および臨時更新により内容の充実を図った。本年度の年間アクセス件数は 208 万件に達し、前年度比で 4.1% 増となった。とくに、「社協・生活支援活動強化方針」(アクセス数 65 万件)、「全社協アニュアルレポート」(同 63 万件) に対するアクセスが多く、本会の広報媒体として大きな役割を果たしている。

3. 安定経営の確保

(1) 新霞が関ビルの安定経営

- ビル管理事務所等と協力しつつ、良質なビル環境の維持、必要な設備更新を行うとともに、入居テナントとの契約維持、賃料水準の確保に努めた。
とくに、大規模災害発生時の対応について、テナントの安全確保とともに、ビルの付加価値の向上に向けた具体的な対応策について検討を進めた。

(2) 中央福祉学院・ロフォス湘南の利用促進、運営管理体制の改善

- 中央福祉学院主催研修を中心に、研修施設の利用の促進および宿泊施設の稼働率の確保を図った。

施設・設備の管理については、平成 23 年度に完了したリニューアル工事の 2 年点検を行い、必要な補修を実施した。また、今後の施設・設備の改修・更新を計画的に実施すべく、将来見通しの分析等、必要な検討を進めた。

施設の稼働については、研修棟・宿泊棟とも利用実績の低下・伸び悩みが続いている。こうした現状の改善に向け、研修内容の一層の充実および

サービスの向上により稼働率を向上すべく、関係部・所の連携の一層の強化を図り、利用促進を図ることとしている。

4. 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の運営

- 基金の安定運営のため、掛金の収納、給付金支給等の処理を的確に進めるとともに、資金運用状況等について、「基金ニュース」を毎月発行し、全加入団体に対する情報提供を行った。

平成 26 年 1 月の運営委員会の決定により、財政再建策第 3 年次（平成 26 年度）については、給付率引下げを停止することとした。平成 26 年 3 月末時点の要支給額 958.7 億円に対し、積立額は 1,169.1 億円となっており、充足率は 121.9%となった。

5. 本会情報システムの管理体制強化

- 各部・所のコンピュータ担当者による会議を開催し、本会情報システムの管理・運用の方針および規定に則った業務の定着化を図るとともに、情報システムの効率的・効果的な運用のあり方について協議した。協議の結果から今後の情報システムに関する取り組み課題を抽出し、順次その対応を図ることとした。
- IT コンサルタントならびに情報システム運用管理委託会社との定期的な協議のもと、運用状況の確認や改善に向けた取り組み課題、今後の方針等を整理し、上記のコンピュータ担当者会議に反映させた。業務システム（情報システム）の開発に際しては、IT コンサルタントの関与のもと、円滑な開発業務の遂行に向けて、必要な支援を行った。また、各部・所において情報システムの適正な管理運用の定着が図られるよう、内部監査において運用状況の監査を実施した。

6. 大規模災害等に備えた本会としての態勢整備

- 本会「業務継続計画（BCP）」に基づく緊急時の対応を円滑かつ効果的に進めるために、職員参集計画の策定、安否確認システムの導入、衛星携帯電話の導入、災害対応備品および防災服等の調達等、緊急時の対応に必要な体制や環境の整備を進めた。

7. 適正な業務執行体制の確立

- 監査法人による会計監査（外部監査）を依頼し、会計の適正性および法人運営の透明性の維持および確保を図るとともに、事業執行に係る諸手続きの一層の適正化を目的に内部監査を行った。
- 監事監査、外部監査および内部監査の連携による監査体制の充実を図るべく、期末の監事監査に加えて期中に 2 回の監事会を開催し、本会監事に

対し、外部監査および内部監査の実施方針の説明および進捗状況の報告を行った。

Ⅶ. 東日本大震災への対応

1. 被災地の社協に対する支援

- 岩手、宮城、福島各県社協が行う被災地市町村社協の情報共有会議への参加等を通じ、被災地社協の状況把握および被災者支援活動に関する情報提供を行った。また、「ノーマ社協情報」等により被災地社協の活動の状況を紹介した。
- 地域福祉推進委員会「被災地市社協復興支援委員会」委員の協力のもと、「被災社協生活支援相談活動連絡会議」を福島県において開催し、生活支援相談員を配置し、被災者支援活動に取り組む社協間の情報の共有および経験の交流を支援した（平成26年1月9日・10日開催、50名参加）。

＜参考＞ 岩手・宮城・福島各県における生活支援相談員の配置数（本会地域福祉部調べ）
〔岩手県〕176人 〔宮城県〕184人 〔福島県〕190人 （3県合計）550人

- 厚生労働省に対し、平成26年度以降の生活支援相談員の配置予算の確保を要望し、平成25年度補正予算により緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業）の積み増しおよび終期の延長（平成26年度末）が行われることとなった。
- 被災地の社協では、平成26年3月31日までに延べ約135万人のボランティアを受け入れ、その活動を支援した。

＜参考＞ 岩手・宮城・福島各県における社協災害（復興）ボランティアセンターのボランティアの受け入れ状況（平成26年3月31日現在）
〔岩手県〕49万人 〔宮城県〕68万600人 〔福島県〕18万200人
（3県合計）135万600人

2. 生活福祉資金の貸付に係る支援

- 被災世帯の当面の生活に必要な経費等を対象とする「生活復興支援資金」（平成23年5月創設）について、平成25年度においてもその貸付を通じた被災者支援の推進に継続して取り組んだ。

＜参考＞ 生活復興支援資金貸付決定状況（平成25年11月末日）
・全国総計542件（484世帯） 貸付総額 約3億8,400万円
・岩手・宮城・福島の状況
〔岩手県社協〕 貸付件数 75件（68世帯） 貸付金額約5,400万円
〔宮城県社協〕 貸付件数 201件（185世帯） 貸付金額約1億4,800万円
〔福島県社協〕 貸付件数 38件（37世帯） 貸付金額約3,100万円

- 平成 23 年度に実施した「緊急小口資金」の特例貸付については、償還の状況を把握し、厚労省への情報提供とともに、今後の対応について適宜協議を行った。

3. 被災した社会福祉法人・福祉施設等への支援

- 全国経営協会法人による岩手県、宮城県、福島県の社会福祉法人に対する介護職員の応援を継続し、被災地の福祉施設の事業継続および復旧を支援するとともに、被災地の福祉サービスの確保に協力した。
- 被災地の現状と支援ニーズの把握を目的に、岩手、宮城、福島の 3 県において社会福祉法人関係者との意見交換会を開催した。

＜平成 25 年度の取り組みの概要＞

	岩手県	宮城県	福島県	合計
応援先法人数	2 法人	1 法人	4 法人	7 法人
応援先法人の所在地域	大船渡市 釜石市	名取市	南相馬市 広野町	
全国経営協会法人からの 応援職員数	延べ 34 名	延べ 20 名	延べ 184 名	延べ 238 名

- 「福祉のお仕事」ホームページへの「被災者用求人」情報の掲載を継続し、被災した社会福祉法人・福祉施設の人材確保および被災者の求職活動を支援した。

4. 民生委員・児童委員および民児協活動の支援

- 全民児連が平成 24 年度に実施した「被災地民児協活動支援のための拠金」を財源として、被災地の市区町村民児協に計 6,789 万円の助成金を送金した（3 か年計画の第 2 年次）。
- また、全民児連役員および厚労省担当官による「被災地民児協支援会議」を福島県いわき市で開催し、被災地の民生委員活動にかかる課題認識の共有化を図るとともに、継続的な公的支援の必要性について確認した。